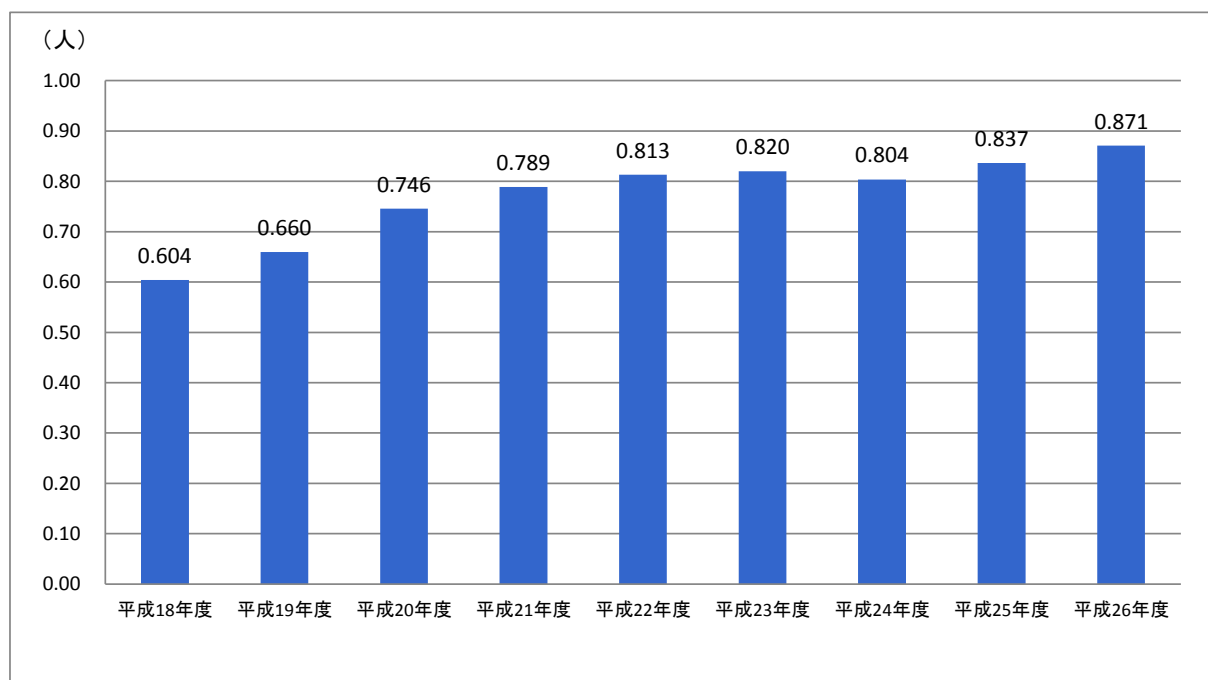


## 25. ベッドあたりの看護師数



1 ベッドあたりの看護師数は、より多いほど充実した看護師配置であり、量的に満たされた看護配置であれば、質の確保が容易となる。当院のベッド稼働率は80%超程度であり、入院患者実数での看護師数を算出すると平成26年度では1:1程度となる。

当院は多くの特定入院料を算定している施設であり、看護人員の確保は必須である。

平成19年3月より、一般病棟看護配置密度7:1を算定し、平成20年5月よりICU（看護配置密度常時2:1以上）の増床、平成22年4月より緩和ケア入院料の算定（看護配置密度常時7:1以上）、小児入院管理料（単独病棟として看護配置密度7:1）、8月より新生児治療回復室入院医療管理料（看護配置密度常時6:1以上）、平成23年6月より脳卒中ケアユニット入院医療管理料（看護配置密度常時3:1以上）、救命救急入院料3（看護配置密度4:1以上）、救命救急入院料4（看護配置密度常時2:1以上）、平成25年4月より総合周産期特定集中治療室管理料（看護配置密度3:1以上）、平成25年7月より精神科病棟（看護配置密度10:1以上）の増床、平成26年8月よりハイケアユニット入院医療管理料（看護配置密度5:1以上）などの算定を行い、充実した看護配置を行っている。

データ提供 看護部